

	件名	議決結果
議案	大和郡山市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について 地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	原案可決
	大和郡山市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について 消費者安全法の改正に伴い、消費生活センターの組織および運営などについて、定めるものです。	
	大和郡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び大和郡山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について 厚生労働省令の一部改正に伴い、地域密着型通所介護事業の運営基準や、認知症対応型通所介護事業の運営推進会議の運営基準などについて、定めるものです。	
	大和郡山市農業委員会の求めにより出頭した者に対する旅費支給条例の一部改正について 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	
	大和郡山市九条公園施設条例の一部改正について 市民サービス向上のため、九条公園施設内の施設の名称変更と利用料金の設定を行うものです。	
	大和郡山市子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について 奈良県の子ども医療費の助成対象範囲拡大に伴い、奈良県の基準に準じ、子ども医療費の助成対象範囲の拡大とひとり親家庭などの医療費助成に所得制限を行うもので、子ども医療費については、通院への助成対象範囲を中学校卒業まで拡大するものです。平成28年8月1日から施行するものです。	
	大和郡山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	
	大和郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。	
	大和郡山市立幼稚園の保育料に関する条例の一部改正について 子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令が4月1日施行される見込みであることから、所要の改正を行うものです。その主な内容は、市民税所得割課税額が7万7,100円以下の世帯の保育料算定において多子計算の年齢制限を撤廃することなどです。	
	平成28年度大和郡山市一般会計予算について 歳入歳出総額：339億1,000万円 前年度対比：26億7,000万円(8.5%)の増	
	平成28年度大和郡山市国民健康保険事業特別会計予算について 歳入歳出総額：123億4,900万円 前年度対比：1億5,700万円(1.3%)の減	
	平成28年度大和郡山市後期高齢者医療事業特別会計予算について 歳入歳出総額：11億3,796万7,000万円 前年度対比：5,796万7,000円(5.4%)の増	
	平成28年度大和郡山市介護保険事業特別会計予算について 歳入歳出総額：73億8,800万円 前年度対比：4億2,400万円(6.1%)の増	
	平成28年度大和郡山市介護サービス事業特別会計予算について 歳入歳出総額：3,134万4,000円 前年度対比：60万1,000円(2.0%)の増	
	平成28年度大和郡山市公園墓地事業特別会計予算について 歳入歳出総額：844万3,000円 前年度対比：39万3,000円(4.9%)の増	
	平成28年度大和郡山市公共用地先行取得事業特別会計予算について 歳入歳出総額：3億3,587万5,000円 前年度対比：1億6,689万6,000円(98.8%)の増	
	平成28年度大和郡山市水道事業会計予算について ・収益的収入：22億5,077万円(0.7%増) ・収益的支出：20億6,111万7,000円(0.8%減) ・資本的収入：2億5,755万6,000円(19.8%減) ・資本的支出：5億1,923万円(6.7%増)	
	平成28年度大和郡山市下水道事業会計予算について ・収益的収入：26億5,041万4,000円(1.3%減) ・収益的支出：26億2,915万1,000円(1.3%減) ・資本的収入：15億4,004万7,000円(11.5%減) ・資本的支出：23億6,997万9,000円(0.9%減)	
	議員提案 (継続)	
決議案	議案第22号平成28年度大和郡山市一般会計予算についてに対する附帯決議について 平成28年度一般会計の予算執行にあたっては、議員定数削減による財源効果を、子育て支援や教育環境の充実のため、運用することを強く求めるものです。	決議
意見書案	無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書について 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書について 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める意見書について	原案可決

※請願書(陳情書、要望書)の提出について：請願書等はいつでも受付をしていますが、審査の都合上、できるだけ定例会開会前の議会運営委員会が開かれるまでに提出してください。なお次の定例会は、6月中旬の予定です。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。